

きょうどう

2020年1月1日号

NO. 32

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



写真提供 〓 平野屋 木庭初夫様

創業四五周年の年頭に当たって

代表社員・税理士 荒尾寿味雄

二〇二〇（令和二）年を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。顧問先・中小事業者の皆様には、昨年十月からの消費税増税によって、厳しい経営環境の下での越年ではなかったかと拝察致します。

さて、安倍内閣は在任中二回の消費税増税の断行で、国民に大きな負担と経営への測り知れない打撃をもたらしました。昨年十月から10%への増税は、早くも消費不況をもたらしつつあり、軽減税率導入で制度が複雑となり、大きな混乱や不公平をもたらし、将来的にはインボイス制度導入は中小事業者にとって死活問題となります。

昨年末にかけて政界では時ならぬ「桜見物」をめぐって、安倍首相の公私混同が厳しく追及される事態となりました。政権内部はもとより関係する行政が、証拠の隠ぺい・隠滅を行って安倍首相を擁護し付度する姿勢が、安倍首相をして傲慢で横暴な権力者に仕立てています。一方、在任三千日になろうという長期政権の帰結として、そのおごりと弊害が指摘されています。想起されるのは平家物語の「盛者必衰の理。奢れる人も久しからず。ただ春の夜の夢のごとし」の言葉です。安倍政権のありようは、平清盛と平家の末期と似ているように取れます。昨年末の共同通信社の世論調査に、その前兆が現れているようです。

「共同経理」は今年創業四五周年を迎えました。甲斐健彦・城昇二名の先達が当地に事務所を開設し今日に至ったことは、ひとえに顧問先様や地域の皆様のご支援・ご鞭撻の賜物と深く感謝申し上げます。私どもは一貫して「地域と共に、顧問先のためになる事務所」であることを使命としてきました。今後もこれを基本に、変化する社会・経済情勢に対応可能な事務所体制の構築を追求して、皆様の付託に応えて参る所存でございます。

これからもよろしくお願いいたします。

【顧問先訪問】

法人名：合資会社浜食品

所在地：菊池郡大津町大津 1234-1

電話：096-293-3323

代表者：浜 繁美



今回の顧問先訪問は、大津町の「旧 57 号線」沿い大津町役場隣りに全日本食品㈱(全日食チェーン)傘下で飲食料品・雑貨等の販売を営まれる合資会社浜食品さんです。法人設立 68 期目を迎える大変歴史のある会社です。

代表社員の濱繁美さん(右)と妹で社員の緒方康子さん(左)にお話を伺いました。



Q：会社の概要、歴史等お聞かせください。

A：スーパーとコンビニの中間位置で、一般食料品・生鮮食料品・惣菜・青果物・酒類・雑貨などを、3名の役員を含む16名で扱う卸小売業です。成り立ちは江戸時代、「船問屋」が始まりだと聞いています。戦後、父母の代に「八百屋」を開業。以来、個人から法人組織とし店舗はヤマザキデイリー、全日食チェーンと変遷しましたが、店舗小売りと共に地元大津町の学校や保育園、また福祉施設・企業はもとより、菊陽町の企業等へも給食材などをお届けしています。

Q：お店のセールスポイントは？

A：商品の品質や味についてはこだわりがあり、良いものであればチェーン本部や市場だけに頼らず天草や大分の佐伯からも直に仕入をしています。喜んでいただける商品を扱いたいからです。それから、手作りのお惣菜にも自信があります。最近は熊本市内からもリピータがあるほど「巻き寿司」「いなり寿司」も人気商品になりました。



Q：消費税増税の影響と対応をお聞かせください。

A：売上に関しては、やはり客数の減少から少なからず増税の影響を受けているのだろうと感じています。一時的なものであれば良いのですが……。レジ導入を含む設備に数百万円の投資もありましたが、複数税率への対応はチェーン本部の迅速な取組で、店頭での混乱はほぼ解消しました。(機器操作に慣れるまで“おばちゃん”には大変でしたが・・(笑い。))ただ、請求システムがなく、卸売りに関しては手書き請求書に頼っているため、複数税率確認・記載等の作業量が増え、それは負担になっています。

Q：今後の事業方針など

A：当社も高齢化が進み新たな人材確保も難しいなか、働き方改革によってスケジュール通りに業務を完了させることが難しくなっています。その結果、家族従業者や管理職の負担が増えているのも現実です。また、本年6月から施行される衛生管理制度義務化(HACCP)への対応も求められ頭の痛いことばかりですが、若い人材の確保に注力し、労働力不足によるサービスや事業の質低下、事業の縮小などが生じないように努力しているところです。



編集後記:社員の緒方さんは、「私たち兄妹も“もう70代”、病気もするし痛い処もあるので、正直、もう辞めたいなと思うこともあるけど、熊本地震で店が大きな被害を受けたとき、多くの方から支援を頂きすぐにお店を再開することが出来ました。」と感謝を述べられました。そのような思いが、自分たちももう少し頑張って店を続けることが地域貢献に繋がると考えていらっしゃるのだと、そのお人柄から感じる事が出来ました。

年末の忙しい時間に快くインタビューに応じていただき有難うございました。<所報スタッフ一同>

増税は即刻中止！ 5%への減税こそ！！

国・地域の経済を破壊し、税・財政を歪める消費税

安倍自公政権は昨年10月1日、消費税率10%への増税を強行しました。増税後の日本経済は短期間で景気後退局面に向かっており、2014年4月の8%への増税の時以上の影響が現れています。熊本日日新聞は12月18日の社説で、次のように指摘し景気減速の懸念を示しています。

「正念場を迎えた国内景気 日銀短観悪化」「日銀の12月の企業短期経済観測調査(短観)は、増税の影響とみられる消費の低迷が色濃く出る結果となった。」「短観の指標に加え、総務省の家計調査など様々な消費関連指標も軒並み大きく落ち込んでいる。」(下線筆者付す)

指標が示す景気悪化

- ①10月の景気動向指数 前月比5.6ポイント下落。2014年4月のマイナス4.8ポイントを上回り、下落幅は東日本大震災があった2011年3月以来の大きさ。
- ②10月の家計費調査 消費支出が実質で前年同月比5.1%の減少。減少幅は消費税率が5%から8%へ引き上げられた直後の2014年4月のマイナス4.6ポイントを上回った。
- ③11月の企業倒産 3ヵ月連続で前年同月を上回った。1月～11月の飲食店事業者の倒産は668件で、通年では過去最多だった2017年の707件を上回る勢い。
- ④10～12月期の法人企業景気予測調査 大企業全産業の景気判断指数はマイナス6.2。下落幅は熊本地震時の2016年4月～6月期のマイナス7.9以来の大きさ。
- ⑤日銀の短観 12月の企業の景況感は4四半期連続で悪化。大企業製造業の業況判断指数(DI)が、前回9月調査のプラス5から5ポイント低下。第2次安倍政権発足後の2013年3月以来の低水準に。

格差広げる「対策」

政府は、消費税増税による景気悪化に歯止めをかける「対策」を行うとしていますが、その「対策」は役に立っていません。増税を強行した結果、景気悪化が鮮明になっています。

- ①家計の消費支出は、9月の370.3万円から10月は327.9万円に急落(いずれも年換算額)。
- ②新設住宅着工床面積は10月にマイナス。新車販売台数は前年同月比で10月△24.9%、11月△12.7%と2ヵ月連続で下落。特定の人にしか恩恵のない税を優遇した「対策」だが、ここですら効果が不発。
- ③ポイント還元は、利用可能範囲が制約され、制度利用のためのカードやスマートフォンが必要となり、格差や不公平が発生。政府自身の政策が税財政の公正さに疑念をもたらす。
- ④「低所得者対策」を口実に導入された複数税率が現場を混乱に。対応の設備投資や、キャッシュレス決済による資金繰り悪化のために企業倒産も発生。政策が原因の倒産は政治の責任に。
- ⑤2019年度国税収入見通し 当初見込みから2兆円余り目減り。補正予算で赤字国債を発行。

5%への減税で経済の立て直しを

景気後退を危惧する政府は、事業規模26兆円、財政支出13兆円もの「経済対策」を閣議決定しました。景気破壊の増税を強行しながら、新たなバラマキを行うなど言語道断です。13兆円あれば消費税を5%に引き下げることは十分可能です。景気対策を言うなら、消費税を5%に引き下げるこそ最良の景気対策というべきです。消費税は景気を底から冷え込ませる税金です。対策を講じて増税による影響は簡単には解消できません。8%増税から冷え込んだままの日本の景気を、その前の5%に引き下げることで、傾いた日本経済を立て直すべきです。

消費税に頼らない選択を今こそ！

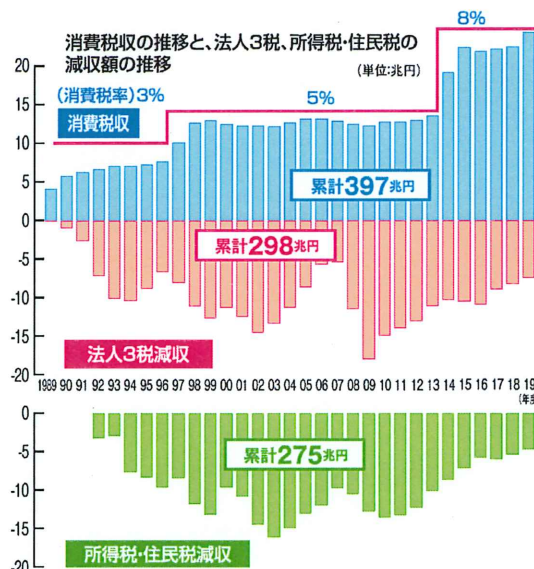
税の不公平を正し社会保障拡充を！

今から31年前の12月24日、税率 3%で導入する消費税法が強行可決されました。「生まれた時から消費税があった」という人も多くなってきました。消費税の集め方、使い方を考えてみませんか。

税金の集め方を正す



消費税を増税して法人税・所得税は減税



出所:各年度の決算書(予算書)から作成。17年度までは決算見込み額、18年度は国は補正後、地方は当初予算額、19年度は国・地方とも予算額
消費税は地方分(消費増与税、地方消費税)を含む。法人3税は、法人税、法人住民税、法人事業税のほか、地方法人税、地方法人特別税、復興特別法人税などを含む(ピーク時の89年度減収額)。
所得税・住民税は、所得税、個人住民税のほか、復興特別所得税を含む(ピーク時の91年度減収額)

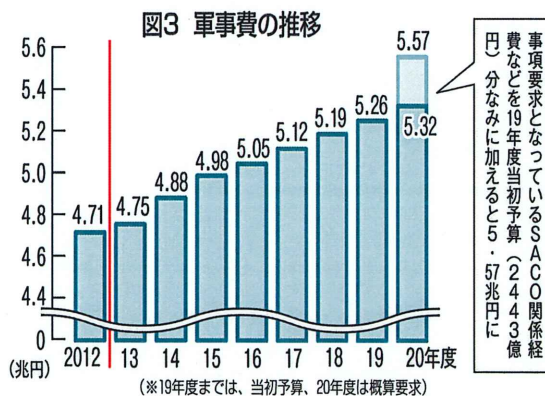
税金の使い方を正す

社会保障は削減の連続

図1 安倍政権による7年間の社会保障改悪

分野	主な内容	負担増と給付減額
予算編成過程での自然増削減		1兆7,100億円
医療	70~74歳までの2割負担など	4,170億円
介護	2割負担の導入、施設の居住費・食費負担増	1,450億円
年金	マクロ経済スライドによる抑制など	2兆円
合計		4兆2,720億円

軍事費は増える一方



10%への消費税増税に伴い、新たに「消費税率 5%への引下げを求める請願」署名を取組んでいます。署名用紙を同封してありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

消費税増税・軽減税率制度について

2019年10月1日に消費税率が10%に引き上げられました。これに伴い飲食料品と一定の新聞に軽減税率が実施されました。原則として2019年9月30日までの取引と2019年10月1日以後の取引では違う消費税率を適用して計算しなければならず事務負担がますます煩雑になります。

今回は、改めて消費税法改正に伴う注意点と特例等をご紹介します。

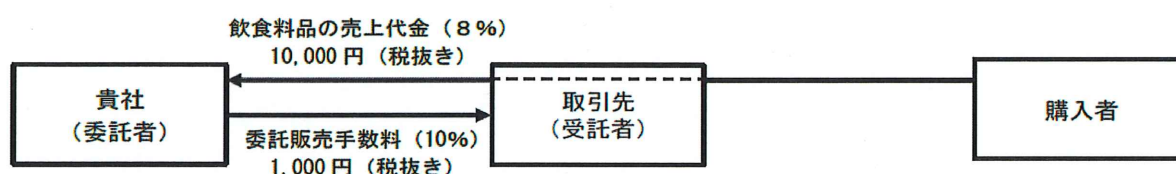
I 軽減税率と農業

(1) 農協等への農産物委託販売については課税売上の計算方法が変更されました。

食料品の譲渡には軽減税率(8%)が適用されますが、農協等の販売手数料には標準税率(10%)が適用されます。それにより、これまで農産物の販売額から農協等の販売手数料を差引いたいわゆる「純額処理」が可能でしたが、10月1日以後の取引からは販売手数料を控除する前の金額である総額を課税売上(8%)とし、販売手数料(10%)を課税仕入れとして計算する必要があります。

この計算方法の変更により課税売上高が増加し、免税業者から課税業者となる場合もでてきますので注意が必要です。

【令和元年10月1日以降の委託販売における処理(飲食料品の委託販売)】



- 令和元年10月1日以降(総額処理)
課税売上げ 10,000円(8%) 課税仕入れ(委託販売手数料) 1,000円(10%)

(参考) 基通10-1-12(1)による計算(純額処理)

課税標準額 10,000円 - 1,000円 = 9,000円

※ 令和元年10月1日以降、委託販売の対象となる課税資産の譲渡等が軽減税率の適用対象(8%)である場合、委託販売手数料(10%)と税率が異なるため、委託販売手数料を控除して課税標準額を計算することはできません。

国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」より

(委託者の取扱い)		(受託者の取扱い)	
課税売上高	10,000円(8%)	課税売上高	1,000円(10%)
課税仕入高	1,000円(10%)		

II 簡易課税制度の見直し

(1) 農林水産業の飲食料品の譲渡に係る仕入率の見直し

軽減税率制度の実施に伴い、農業者への影響を考慮し、10月1日以後の取引については、簡易課税制度における食用の農林水産物の販売について、みなし仕入率が70%から80%に引き上げられています。

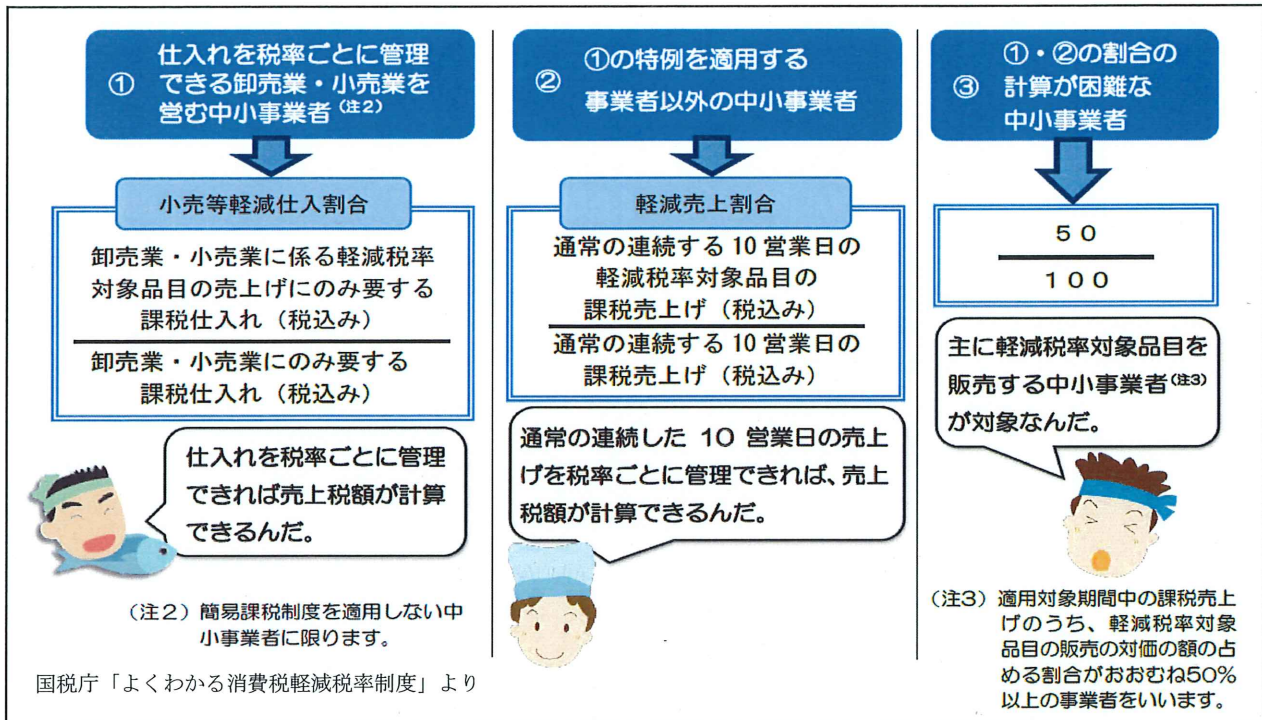
(2) 簡易課税制度の届出の特例(2019年10月1日から2020年9月30日までの日を含む課税期間)

簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、同制度を適用することが可能です。

Ⅲ 中小事業者の方の税額計算の特例

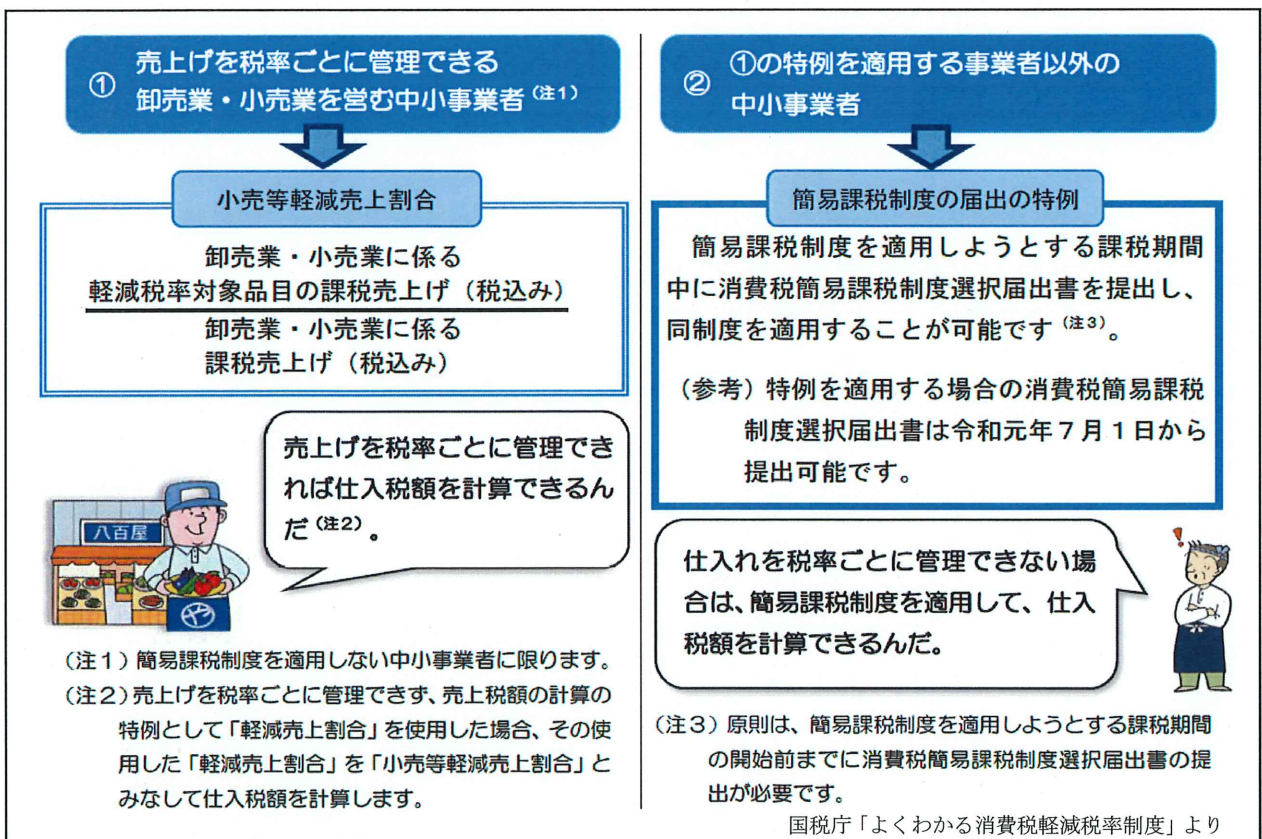
(1) 売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な中小業者は、2019年10月1日から2023年9月30日までの期間において、売上の一定割合を軽減税率の対象売上として売上税額を計算することができます。



(2) 仕入税額の計算の特例

仕入を税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、2019年10月1日から2020年9月30日を含む課税期間の末日までの期間は、仕入の一定割合を軽減税率の対象として、仕入税額を計算することができます。



前期並みを維持 ～必死の経営努力～

～2019年の法人税申告状況～

前々期（2016/12～2017/11 申告）の反動減で落ち込んだ前期（2017/12～2018/11 申告）からの業況の流れに大きな変化はみられず、全体的には前期の決算・申告の水準をどうにか維持できた状況でした。各業種の概要は次のようです。

表①18/12～19/11月申告法人の申告状況

〔卸・小売業〕売上はほぼ前期並み（103%）ながら、営業利益・申告所得を大きく伸ばしている。企業努力による経営改善、収益力のある数社の収益UP効果の反映がある。

〔建設・農林・製造業〕大勢は前期並み。しかし高利益の前々期の66%と大きく減少している。

<農林業>前期減益となったのを回復し、申告額は前々期を上回った。

<建設業・製造業>売上は前々期・前期並みをほぼ維持しているが、利益は縮小傾向にあり申告額が大きく減少している。

〔運輸・サービス・不動産業〕<運輸業>売上は伸びたが、最終損益では赤字を増やした。

<サービス業>売上はほぼ維持しているが営業利益が大きく低下し、申告額も年々減少傾向。

<不動産業>前期売上げを大きく伸ばした反動減となったが、利益・申告額は維持した。

表① '18/12月～'19/11月申告法人の申告状況

事業種別	件数	対 前 々 期				対 前 期			
		売上	総利益	営業利益	申告所得	売上	総利益	営業利益	申告所得
卸・小売業	47	114%	105%	85%	134%	103%	104%	146%	129%
建設・農林・製造業	71	98%	95%	46%	66%	102%	98%	82%	103%
運輸・サービス 不動産業等	78	103%	106%	156%	143%	86%	101%	79%	93%
合 計	196	106%	101%	66%	93%	98%	101%	90%	103%

表②申告態様別状況

前期、黒字申告の減少・赤字申告増加の局面から当期はやや持ち直し、黒字申告は前年比やや増、赤字申告は前々年と同水準に減少、0申告は微増となった。金額的には、黒字申告は前年比96.2%に減少し、一方赤字申告は前期比110.5%と増加。一社あたりの収益性は低下傾向が認められる。

表③消費税課税区分別状況

法人税申告状況に現れている売上の伸び悩みを反映して、課税売上の減少とともに納税額の減少となった。当期に消費税率の引き上げ（増税）は反映されていない。

表② 申告態様別状況（金額＝千円）

区分	年度	件数		1件当り
黒字申告	17(H29)	90	46%	7,899
	18(H30)	75	38%	8,592
	19(R1)	80	41%	8,266
赤字申告	17(H29)	66	34%	-1,991
	18(H30)	72	37%	-1,677
	19(R1)	66	34%	-1,854
0申告	17(H29)	40	20%	
	18(H30)	49	25%	
	19(R1)	50	26%	

表③ 消費税課税区分別状況（1社当り）（金額＝千円）

区 分	前 期		当 期		対 前 期（%）		件数
	課税標準	税 額	課税標準	税 額	課税標準	税 額	
本則課税	188,973	3,728	182,104	3,577	96.4	95.9	88
簡易課税	25,429	745	24,965	732	98.2	98.3	50
総平均	129,718	2,647	125,169	2,546	96.5	96.2	138

☆2019 平和大会 in 沖縄☆



11月8日～11月10日に行われた日本平和大会 in 沖縄に参加しました。1日目は、辺野古漁港のテント村では沖縄で活動されている山本英夫さんから、埋め立て工事の状況等の話を聞きました。夕方は豊見城市立中央公民館大ホールで行われた開会集会に参加しました。開会集会では、玉城デニー知事の挨拶を始め、米軍基地・自衛隊基地の強化反対や保育園上空を飛ぶ米軍機に怯える沖縄の子どもについての話、訴え等を聞きました。保育園の上空は飛行ルートでないのに飛んでおり、毎日怯える日々だったと聞き私は凄く胸が痛くなりました。2日目、3日目では対馬丸記念館、平和記念公園、ひめゆりの塔等の見学に行きました。沖縄の昔の展示物がいくつもあり、沖縄の歴史を目で見て感じることでできた2日間でした。この3日間大変充実した日々を過ごすことができました。また機会がありましたら参加したいと思えます。

春木凌成

共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

1月 6日 (月)

10月決算法人の確定申告期限

1月 20日 (月)

令和元年7月～12月分源泉所得税
納期特例届出書提出者の納期限

1月 31日 (金)

給与支払報告書・支払調書の提出
11月決算法人の確定申告期限

3月 2日 (月)

12月決算法人の確定申告期限

3月 16日 (月)

令和元年分所得税の確定申告期限

3月 31日 (火)

令和元年分消費税の確定申告期限
1月決算法人の確定申告期限

4月 30日 (木)

2月決算法人の確定申告期限

6月 1日 (月)

3月決算法人の確定申告期限

6月 30日 (火)

4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月 6日(月)

臨時休業日 3月 17日(火)

※無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月10日(金)・2月10日(月)・3月10日(火)
4月10日(金)・5月8日(金)・6月10日(水)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見
やご要望をお聞かせください。